

改善報告書

令和4年7月25日

1. 大学名：東北医科薬科大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学生の懲戒に関する手続きについては、学長が適切に定めるように改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

東北医科薬科大学大学院学則を改正し、大学院学生を懲戒に処するにあたり、学長の権限を明確にするとともに、東北医科薬科大学学則に合わせ、懲戒の種類を4種（訓戒、謹慎、停学及び退学）とし、退学に該当する者を定めた（施行日：令和3年4月1日）。

また、学校教育法施行規則第26条第5項の定めに基づき、学長が決定する学生の懲戒処分に関する具体的な手続きを定めるため、「学生の懲戒処分に関する細則」を制定した（施行日：令和4年4月1日）。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・東北医科薬科大学大学院学則（新旧対照表）
- ・第33回大学運営会議議事録（令和3年2月15日開催）
- ・第477回理事会議事録（令和3年2月18日開催）
- ・学生の懲戒処分に関する細則